

品川区船舶係留棧橋の利用および管理に関する要綱

制定 平成 25 年 5 月 24 日区長決定 要綱第 104 号

改正 平成 25 年 12 月 6 日区長決定 要綱第 153 号

改正 平成 27 年 1 月 22 日部長決定 要綱第 454 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区船舶係留棧橋（以下「棧橋」という。）の利用および管理に関する事項を定め、災害時における水上輸送拠点として活用するとともに、水辺の利活用に資することを目的とする。

(名称等)

第 2 条 棧橋の名称および設置場所は、次のとおりとする。

名称	設置場所
品川天王洲棧橋	品川区東品川一丁目 3 番先（天王洲運河水辺広場前）

(用途)

第 3 条 棧橋は品川区が所有する船舶、浮き船台および乗降設備等（以下「船舶等」という。）の保管施設として使用するとともに、防災上必要な施策に使用するものとする。

ただし、天候の急変等により緊急避難措置として、やむをえず一時利用する場合はこの限りではない。

2 前項に定めるもののほか、区長が棧橋の管理上支障がないと認めるときは、第 1 条に規定する目的の範囲内において、棧橋を利用できるものとする。

(船舶の保管)

第 4 条 棧橋に保管する船舶等は別表のとおりとする。

(管理)

第 5 条 棧橋の管理事務は防災まちづくり部河川下水道課が所管し、分掌事務は次の各号のとおりとする。

(1) 棧橋の維持管理に関すること。

(2) 棧橋の利用に関する企画・運営、庁内調整に関すること。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 25 年 12 月 10 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第4条関係）

名称	船舶番号	長さ	幅	定員	備考
すずかぜ	230-52078 東京	6.14m	2.70m	12人	電気ボート
はまかぜ	230-53496 東京	6.15m	2.70m	13人	電気ボート
せせらぎ	235-44560 東京	5.85m	2.19m	8人	エンジンボート
浮き船台	—	4.0m	2.0m	—	組立て式
乗降設備	—	3.85m	0.55m	—	取外し式階段